

早期発見、早期支援体制の整備について

1 はじめに

昨年度、市内の公私立保育園及び公私立幼稚園合計 175 園を対象に、発達障がい児の状況や、支援体制の現状等の実態調査を行った。175 園中 153 園から回答が得られたが、調査結果では、全園児数 21,258 人のうち支援が必要と思われる子どもの人数は 729 人（3.4%）であること、また、現支援体制を不十分と感じる園が 8 割を超えていることなど、支援体制に関する多くの課題が明らかとなった。

今年度は、この調査結果を踏まえ、本市における現支援体制の充実強化を行うための具体的支援策について検討を行い、早期発見から適切な早期支援を行える体制整備を図りたい。

2 現課題の整理

(1) 支援を行う人材（保育士、教諭）の確保及び支援方法に関すること

①人材の不足

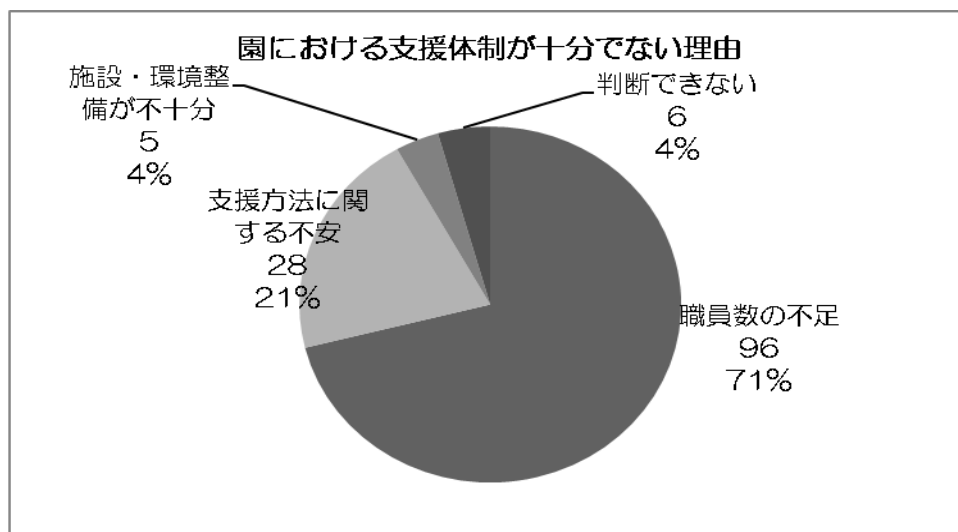
ア 保育園、幼稚園において、「気になる子」に対しては個別支援を必要とする場合が多いが、そのための人材（保育士、教諭）が不足している。

イ 身分保障が安定しない（非常勤職員、臨時職員）ため人材（保育士、教諭）確保が困難である。

②支援方法のノウハウ

保育園、幼稚園において、「適切な支援方法がわからない」といった声が多く、研修機会、専門機関との情報提供・情報交換の場の確保や専門機関、専門家による巡回相談等の継続した支援を望んでいる。

【参考】平成 23 年度実態調査結果（抜粋）



(2) 療育機関等の支援機関に関すること（ハード面の不足）

保育園、幼稚園から他機関へ支援を繋げる際、現状、最も利用されている機関は、①静岡市中心身障害児福祉センターいこいの家（児童発達支援センター）、②静岡市清水うみのこセンター（母子療育訓練センター）、③幼児言語教室の3つであった。しかし、利用を希望する児童数の増加により、早期発見がされても、機関を利用するまでに時間を要することや利用できないケースがある。

(3) 家族支援の必要性に関すること

①保護者の障がい受容の有無

保育園、幼稚園において「気になる子」に対する個別支援計画の作成状況が、60.9%であるのに対し、転園や就学における申送書・支援計画については35%と低率となっている。これは、保護者の障がい受容がないことで申し送りに同意が得られず、転園先や就学先に必要な情報提供ができない状況を意味している。また、園から他機関への支援の連携は、「園→親→他機関」の流れが最も多いことがわかっている。しかし、「親→他機関」へ繋げるためには、保護者が障がい受容していなければ適切な支援機関に繋がられない。

②保護者の相談機関

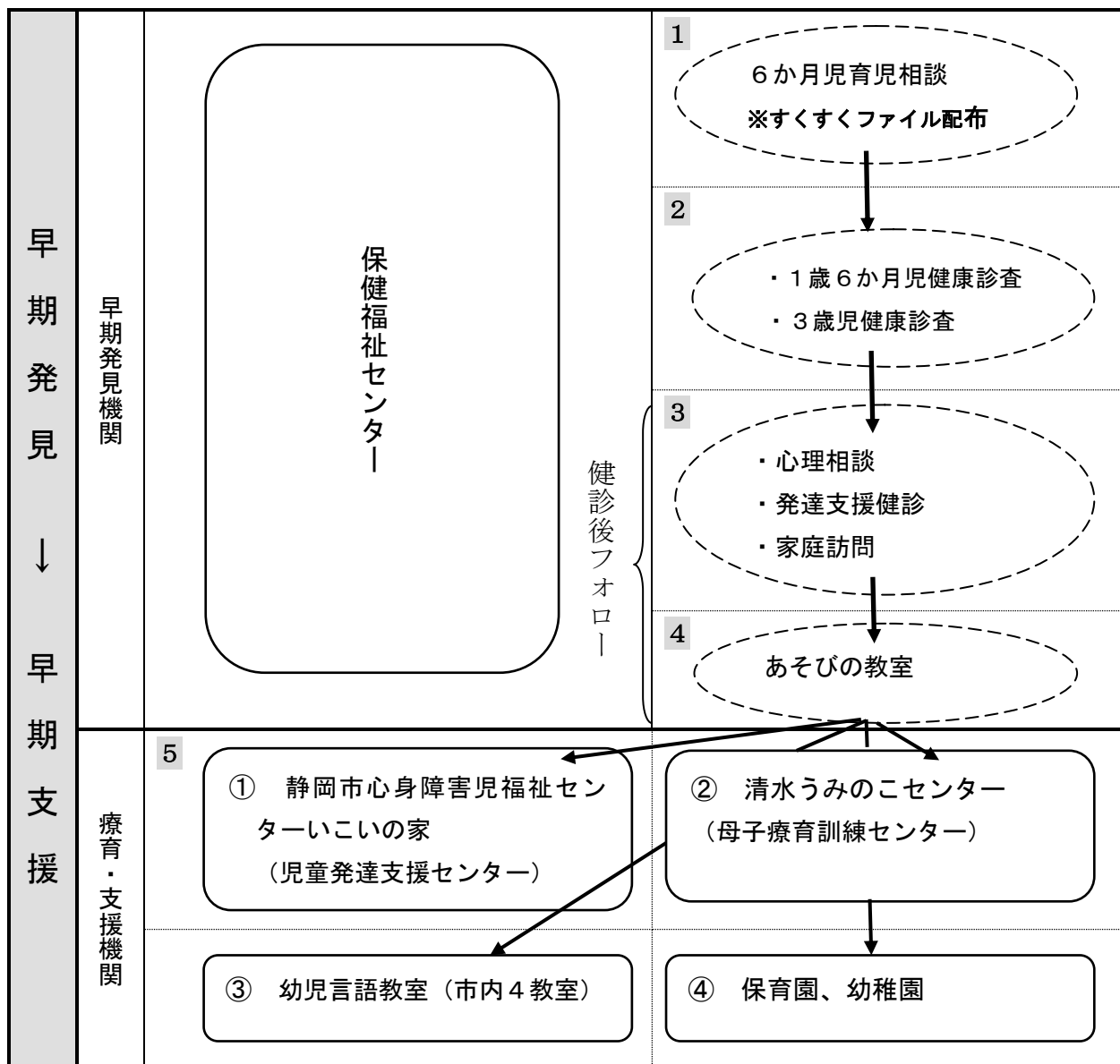
ア 「障害」と名が付くところは身構えてしまい相談しづらいと感じる保護者が多い。もっと気軽に相談できる窓口を望んでいる。

イ 保護者の精神的不安等を解消する場がない。

3 課題に対する支援策

上記課題について、現支援体制に対する充実強化が必要な機能、また効率的、効果的に支援を行うために、関係機関の情報共有等を行うなどの連携が必要な部分について整理し、現社会資源を活用した有効な支援策を検討する。

【図1】本市における現支援体制図（一般的な支援の流れ）



(1) 保育園、幼稚園における支援体制の強化

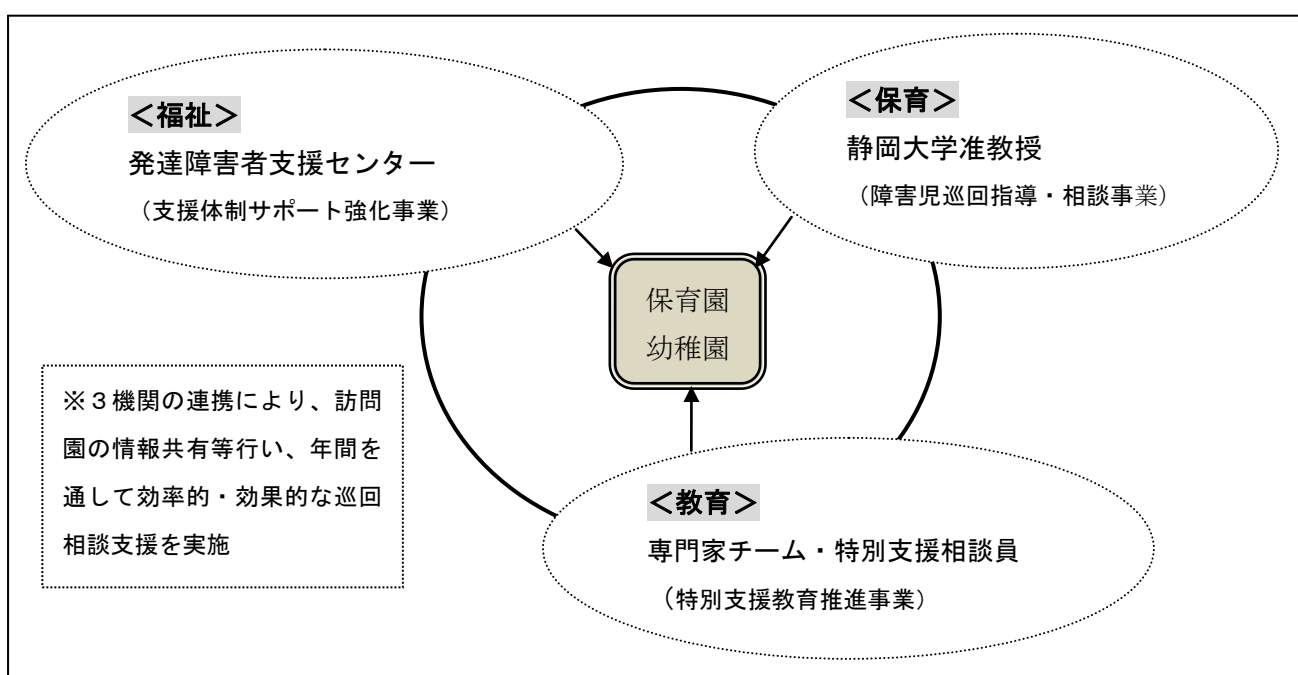
発達障がいとは、早期に発見し、早期に適切な支援を行っていく必要がある。「早期発見」については、保健福祉センターで実施する健診等で発見され、フォロー教室等を通じて療育機関、支援機関へ支援を繋いでいるが、各幼稚園、保育園における発達障害に関する支援ノウハウの不足等から、適切な「早期支援」を行えない状況が生まれている。早期支援の基盤として重要な要となる保育園・幼稚園での支援体制強化が必要である。

①専門機関による継続した巡回相談支援の充実

現在、保育園や幼稚園等への支援スキルの向上等を目的に、以下アからウに挙げる巡回相談を行っている。年間の訪問数や訪問回数が限られている中において、効果的・効率的に継続した巡回支援を行うため、訪問する園の情報共有や訪問園の割り振り等の調整を行いながら支援の充実を図りたい。（各事業概要は別紙資料1-1のとおり）

- ア <福祉> 支援体制サポート強化事業
- イ <保育> 障害児巡回指導・相談事業
- ウ <教育> 特別支援教育推進事業

【図2】巡回相談支援体制図



②発達障害者支援センターにおける支援事例集の配布

保育園、幼稚園等での支援スキル向上を図るため、発達障害者支援センターで支援に関わったケースの「事例集」を作成し、保育園、幼稚園等の支援機関へ配布を行う。

③研修等への積極的参加

発達障害者支援センターで企画する、発達障がいに関する理解啓発研修等への積極的参加を促す。現状、公立保育園、幼稚園においては、研修へ積極的に参加したり、自主的に企画をする園が多いが、私立の参加状況は低い。公立園、私立園同士の情報交換機会を確保するなどして積極的な周知や参加を促したいが、私立園においては、園における体制等、状況により参加意思があっても参加困難な場合もある。

今後は、研修参加を促しながら、園が積極的に参加できる体制・環境の整備を行うための具体的方策を検討していく。

(2) 保護者支援の強化

保護者の障がい受容があることは、早期発見、早期支援の大きな鍵となる。

現状では、「どこに相談したら良いかわからない」といった声や、発達が「気になる」段階では、発達障害者支援センターのように「障害」と名が付く場や行政機関（福祉事務所や児童相談所）は行きにくい、といった声が多く早期支援に繋がらない。

保護者の障がい受容促進、保護者の不安解消等の精神的支援を行うためには、気軽に相談できる場の提供や専門機関の支援員、ペアレントメンター等による継続した巡回相談支援が求められる。

①巡回相談員の巡回による相談支援

子どもやその親が集まる施設・場（親子が気軽に通える機関）に専門員を派遣し、親が身構えることなく気軽に相談できる環境を提供する。継続して巡回支援を行うことにより、発達が「気になる」段階からの支援や親の障がい受容の促進、「気付き」を与える。

②ペアレントメンターを核とした支援体制強化

同じ子を持つ親の支援により、保護者の精神的不安の解消や障がい受容の促進が図られるよう、ペアレントメンターの活用に向けた調整を行う。また、ペアレントメンターを核とした支援体制を構築するため、ペアレントメンター同士の交流の場を設けるとともに、相談にくる「同じ悩みを持つ親同士」が情報交換を行う場を設け、親同士がグループを形成することにより、集団で共通意識が持てる体制作りを行う。

ペアレントメンターの派遣場所については、上記①と同様、保護者が気軽に通える場が効果的だと考える。

【気軽に通える機関（案）】

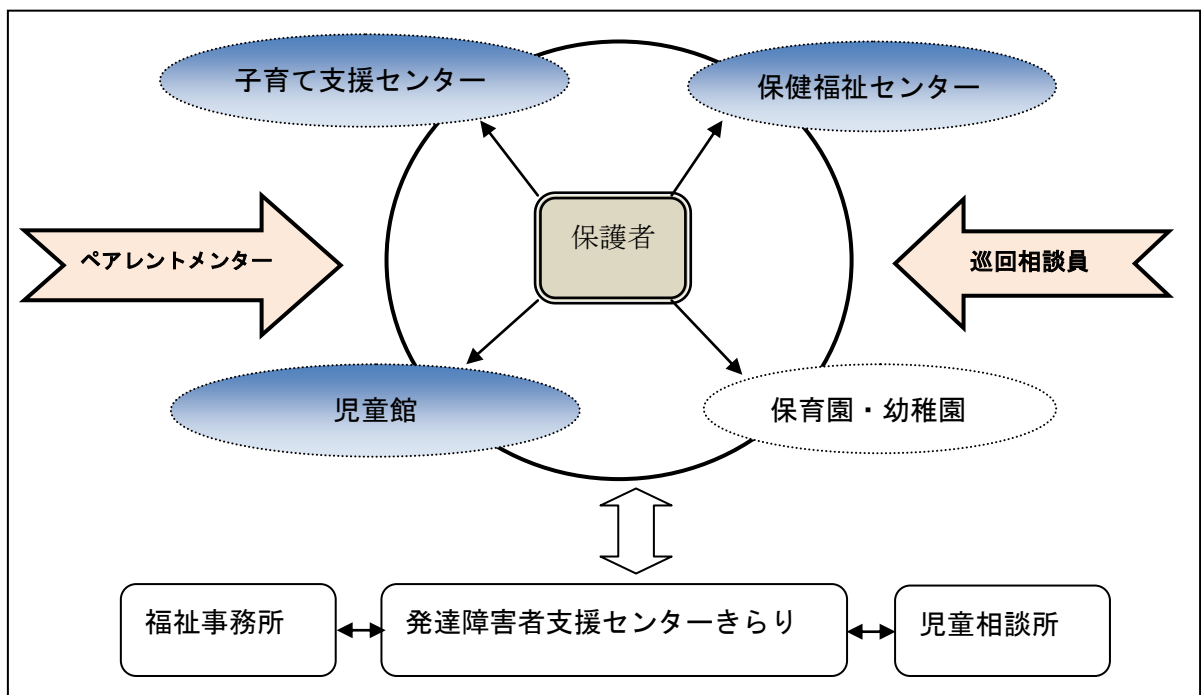
ア 子育て支援センター（新規）

イ 保健福祉センター（新規）

ウ 児童館（新規）

エ 幼稚園、保育園（巡回支援実施）

【図3】保護者支援の強化（相談支援体制図）



4 相談支援ファイル「すくすくファイル」の活用促進

「すくすくファイル」は、平成23年度から保健福祉センターで行う6か月児育児相談の際に、全ての方へ配布を開始した。実際に活用を始めるのは、子どもの発達が「気になる」段階として、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査以降が想定される。

配布から2年目となる今年度以降は、保護者が子どもに対し「支援が必要」と感じた際に、当ファイルを「活用しよう」と思えるような意識付けを行うことが必要と考える。今後のライフステージに応じた一貫した支援を行うツールとして有効に活用していただけるよう、当ファイルの周知を行いたい。

また、保育園、幼稚園等の支援機関においては、気になる子に対し積極的に当ファイルを活用し、以後の支援を繋げるツールとして浸透させたい。

①ファイル周知

「障害」と名がつく場所のみでなく、子育てする親が気軽に利用できる地域の機関を中心に周知を行うのが効果的だと考える。(子育て支援センター、児童館等)

周知方法については、各機関のホームページ上に「すくすくファイル」の情報を掲載し、現在データがダウンロード可能となっている静岡市(障害者福祉課)ホームページ上へリンク可能とするなどの方法が考えられる。(関係機関と要調整)

②ファイルの積極的活用

現在、発達障害者支援センターで行っている保育園・幼稚園等への巡回相談(支援体制・サポート強化事業)では、支援が必要な子に対して「すくすくファイル」を活用し、サポートプランを作成している。今後も積極的に活用することで、支援機関(保育園・幼稚園等)において有効に活用することができる。